

消保第 1981 号  
令和 6 年 12 月 25 日

大阪府消防広域化推進審議会会長 様

大阪府知事



大阪府消防広域化推進計画に規定する  
広域化対象市町村の組合せの見直しについて（諮問）

大阪府では、府内における自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 33 条第 1 項の規定により、「大阪府消防広域化推進計画」を定めています。

このたび、当該計画に規定する広域化対象市町村の組合せ（ブロック）を超えて市町村の消防の広域化がなされたこと等を踏まえ、当該組合せを見直すこととしましたので、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

《諮問事項》

- 南河内北・新南河内ブロック付近の広域化対象市町村の組合せの見直しについて
- ・ 2つのブロックにまたがる大阪南消防組合（令和 6 年 4 月広域化）に係る見直し
  - ・ 上記に伴う松原市消防本部に係る見直し